

国内外での規制状況は？

PFOA は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs（ポップス）条約）で、製造・使用、輸出入を原則禁止する物質に挙げられています。国内では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、2021年10月以降、原則として製造・輸入・使用が禁止されます。

PFOS は、POPs 条約で、製造・使用、輸出入を制限する物質に挙げられています。また、化審法では、原則として製造・輸入・使用が禁止されています。

河川や飲み水での基準は？

PFOA 及び PFOS は、2020年5月に、水質汚濁に係る要監視項目に指定され、河川や飲み水などにおける暫定的な目標値（指針値）として、PFOS 及び PFOA の合計値で 50ng/L 以下とされました。

なお現在、土壌や食物（米・野菜等）に関する指針値等はありません。

● 要監視項目とは？

「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、直ちに環境基準※とはせず引き続き知見の集積に努めるべき」とされている項目です。いわば、要監視項目は環境基準（健康項目）の予備軍のようなものです。

※環境基準：人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。

このうち、健康項目は、「人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質」として基準値が定められている。

● 指針値の考え方は？

「体重 50kg の人が、一生涯にわたり 1 日 2L の水を飲用しても健康に対して有害な影響がないと考えられる濃度」として設定されています。



● 1 ng/L とは？

1 ng は、1 g の 10 億分の 1 の重さです。1 ng/L は、京セラドーム大阪 1 つ分の容積の水（120 万 m³）に 1.2 g の物質が含まれているときの濃度です。

